

## 入札者心得書

（趣旨）

第1条 遠野市が締結する契約に係る競争入札（以下「入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、遠野市契約規則（令和3年遠野市規則第5号）その他法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところによるものとする。

（基本的事項）

第2条 入札参加者は、入札心得書、仕様書及び設計図書等（以下「仕様書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、入札日の前日までに関係職員の説明を求めることができる。

（入札に参加できない者）

第3条 次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- （2）入札の公告又は通知書等（以下「公告等」という。）に記載された期間に、仕様書等を閲覧していない者
- （3）入札保証金又はこれに代わる担保を提供しない者（入札保証金の納付を免除された場合を除く。）
- （4）入札日において、入札参加資格若しくは指名が取り消されている者又は公告等に記載された条件を満たさない者
- （5）委任状を持参しない代理人
- （6）公告等で記載された時刻までに受付をせず、かつ、入札会場に入室していない者

（入札）

第4条 入札者は、入札書を1件ごとに作り指定の日時及び場所において提出しなければならない。

2 入札者は、いったん提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

（入札の辞退）

第5条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができるものとし、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

- （1）入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- （2）入札執行中にあっては、その旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

（公正な入札の確保）

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第7条 入札参加者が連合し、不穩の行動をなす等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることができる。

2 指名競争入札において、入札参加者が1人である場合は、入札の執行を取りやめる。

3 天災地変その他やむを得ない事由があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

（入札の無効）

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1）談合その他入札に関し不正の行為があった者のした入札
- （2）入札に参加する資格を有しない者のした入札
- （3）入札書の金額、氏名、印影その他入札要件の記載が確認できない入札

（4）入札金額の頭部に「金」又は「¥（マーク）」の記入若しくは印鑑の押印がない入札

（5）入札金額を訂正した入札

（6）同一人が同時に入札した2通以上の入札

（7）その他入札条件に違反した入札

（開札）

第9条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに開封する旨を宣言し、入札者全員を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

（落札者の決定）

第10条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定しているときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

（再度入札）

第11条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。この場合においては、最低入札価格を読み上げるものとする。

2 再度入札は、2回を限度とする。

3 再度入札前の入札に参加しなかった者又は最低制限価格を設定している場合において、最低制限価格未満の価格の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

4 再度入札において、再度入札前の最低入札価格以上の価格で入札した者は、失格とし、2回目の再度入札があった場合は、その入札に参加できないものとする。

（同価格入札の取扱い）

第12条 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約の保証）

第13条 落札者は、契約の締結に当たり、次に掲げるもののうちからあらかじめ契約担当者の承認を得て、一の保証を付さなければならない。この場合の保証に係る保証金額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。ただし、契約保証金を減額され、又は免除された場合は、この限りでない。

（1）契約保証金の納付

（2）契約保証金に代わる有価証券等の提供

（3）債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

（4）債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（5）債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

（契約の締結等）

第14条 落札者は、落札決定の日から10日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約書の作成を要しない場合においては、契約書の作成に代えて請書を提出させる場合がある。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約金額又は内容によって議会の議決を経なければならないものについては、議会の議決を経るまでの間仮契約をするものとする。

（異議の申立て）

第15条 入札をした者は、入札後、この心得書、仕様書等についての不明を理由と異議を申し立てることはできない。

（随意契約を行う場合の取扱い）

第16条 随意契約を行う場合は、この心得書に準じて行うものとする。